

『第12回全国シェルターシンポジウム 2009in とちぎ』

岡山でシェルターシンポジウムが行われてから1年、2009年11月22日・23日、栃木県総合文化センターで、『第12回全国シェルターシンポジウム 2009in とちぎ』が開催され、「STAND UP！立ち上がろう！DV根絶を目指して」というテーマの下、基調講演や分科会が行われました。

参加した会員からの報告をお届けします。

23日午前中の分科会はA-4「DVと医療～医療現場における当事者支援・現場での取り組み～」に参加しました。大阪府松原市の阪南中央病院の産科医北田衣代さんの報告です。DV被害者が医療を求める時、様々な症状がありますが、産婦人科受診からDV表出の確立は高いようです。妊産婦受診でDVと認識したきっかけは助産師との面談時が53.6%、続いて医師の診察時23.2%となっており、DVと認識できた時期は妊娠中が78%と高い数値になっています。阪南中央病院ではDVケース支援ネットワークが確立しており、院内のメディカルソーシャルワーカー（MSW）、保健師、臨床心理士、助産師、院外の児相、弁護士、警察、福祉施設との連携もあり、「ハイリスク研究会」がすべてに介在して支援とアドバイスに取り組みます。また、「女性の安全と医療支援ネット」が「性暴力救援センター・大阪」を阪南中央病院内に設立、北田医師を中心に性暴力被害者の診療やカウンセリングに当たっています。こういった取り組みは総合病院でないとできないのですが、実際に取り組んでいる総合病院はまだ少ないと言えます。北田医師、院長をはじめとした医師や職員の意識が高いのでしょう。フロアからの医療従事者の質問を聞いていても、DV被害者への医療対応マニュアルがあってもまだまだ現場には下りていない、ということがよくわかりました。阪南中央病院に続く医療機関に期待します。（若井たつ子）

分科会A-8「DV家庭で育った子どものケアプログラム」では、DV被害者の子どもたちの心のケアを目的とした居場所を作って活動をしているグループ（NPO法人ウィメンズネット函館の「子どもサポート・ふわっと」とNPO法人ウィメンズネット・マサカーネの「ポケット」）から、子どもたちへの支援は待たなしの状況であるとの危機意識を持って立ち上げた経過と活動内容の発表がありました。子どもたちは安全で安心できる場所で、同じ苦しみを経験した子どもたちと出会い、粘土や工作、おもちゃや絵本、大型遊具などで自由に遊ぶことによって自分を取り戻し、閉ざされた心が少しずつ開き自分の力で困難さを乗り越えていく力を身につける事ができるといいます。傷ついた子どもたちはその傷を負いながら生きていかなければなりません。DV被害者の自立支援の施策の中に、子どもへの支援という視点をもっと取り入れていくべきだと強く感じました。

スタッフが子どもの心に寄り添うため求められるスキルとして、①気づき（洞察力）、②リフレクション（言動を言葉で言い換える）、③言い換える（言い直し）、④確認する（別の単語で言い換え、確認する）⑤オープンエンドクエスチョン（イエスとノーで答える質問ではなく、気持ちを出しやすい質問方法）が紹介されましたが、子どもたちだけではなく、被害者に対する接し方としても大変参考になりました。（中原淑子）

分科会 A-6 「性暴力防止法を作ろう」の分科会に午前中参加いたしました。フェミニストカウンセラー井上摩那子さんの活動と言葉が大変印象的でした。フェミニストカウンセリングに「ナラティブ（語り）・セラピー」「ナラティブ・アプローチ」の手法を結び付けて、「もう一つの物語」を綴る活動をしておられます。男性中心社会における「支配的物語」に対して被害当事者のナラティブはまだそれほど語られてはいません。男性を擁護する「強姦神話」や「DV 神話」がいまだに支配的物語で、被害女性が警察の事情徴収で二次被害にあったり、裁判での訴えが届かない原因になっています。彼女は性暴力や DV の被害者に寄り添い、聞き、受容し、共感し、いままで語られなかった、新しい「もう一つの被害者物語」を綴り、裁判所に意見書として提出して、被害者アドボケートの活動をしておられます。かなりの成果を挙げているとの希望あふれる報告でした。性暴力の件数の増加と被害者の深刻なトラウマからの回復を被害当事者とフェミニストカウンセラー、ケースワーカー、サポーター、精神科医、弁護士などが「ナラティブ・コミュニティ」を築き、各自が「もう一つの物語」を語り始めることから、性暴力防止法の制定に向けた波動が起きることを実感いたしました。

午後から B-8 分科会「DV 施策を進める議員フォーラム」に参加いたしました。超党派の国会議員が参加し、それぞれの党の政策・今後の取り組み等について報告がありました。議員経歴によって知識・認識に大きな差がありましたが、福島みずほ大臣が中心となって大きなうねりになることを期待しました。我々地方議員は、地域の現状をしっかりと女性国会議員と男性議員に届ける活動を加速したいと決意を新たにしました次第です。

(高月由起枝)

23 日の午前午後の分科会のみに参加でした。包括的な「性暴力禁止法」を作ろうとしている運動のど真ん中の情報が知りたいと思い、2 分科会とも同様のタイトルで臨みました。

午前中の A-6 「性暴力防止法を作ろう」分科会では、韓国の「性暴力禁止法」の実態と問題についての報告がありました。支援体制は、「被害者ワンストップサポートセンター」が主となり、相談支援（相談員が 24 時間常駐）・捜査支援（女性警察官が支援）・医療支援（証拠保持、緊急医療サポート）・法律支援を行っています。既に法律を制定し、これだけの支援体制を取っていても、残る課題は大きく低い告訴率と処罰の低さが性暴力を発生させる原因だといいます。そのためにすべきこととして①性暴力特別法の改定 ②性暴力に対する法執行者や市民の認識の変化 ③中学・高校で人権教育の徹底、性平等教育 ④国家レベルでの広報 の 4 つが挙げられました。報告者の強調したことは、元々貞操に関する罪を罰する法律の上に暴力禁止法が作られている。女性が性の決定権を持つことが大切なのだ、と。

午後の B-8 分科会「DV 施策を進める議員フォーラム」でも主題は法制定です。国会議員が出席し、国会の動向がうかがえましたが、全く残念な結果。法制定に向けては足取りが鈍く、3 年が経過しているのに全くスケジュールの見通しが立っていません。

法を制定するための問題は「対象をどのように限定するか」「何を規定に盛り込むべきか」「18 歳から 20 歳未満の少女の親権をどうするか」などがあげられました。民主政権で、千葉さんが法務大臣の今が制定のチャンスのはずですが、まだまだ力が要りそうです。

(横田えつこ)